

瑞穂町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

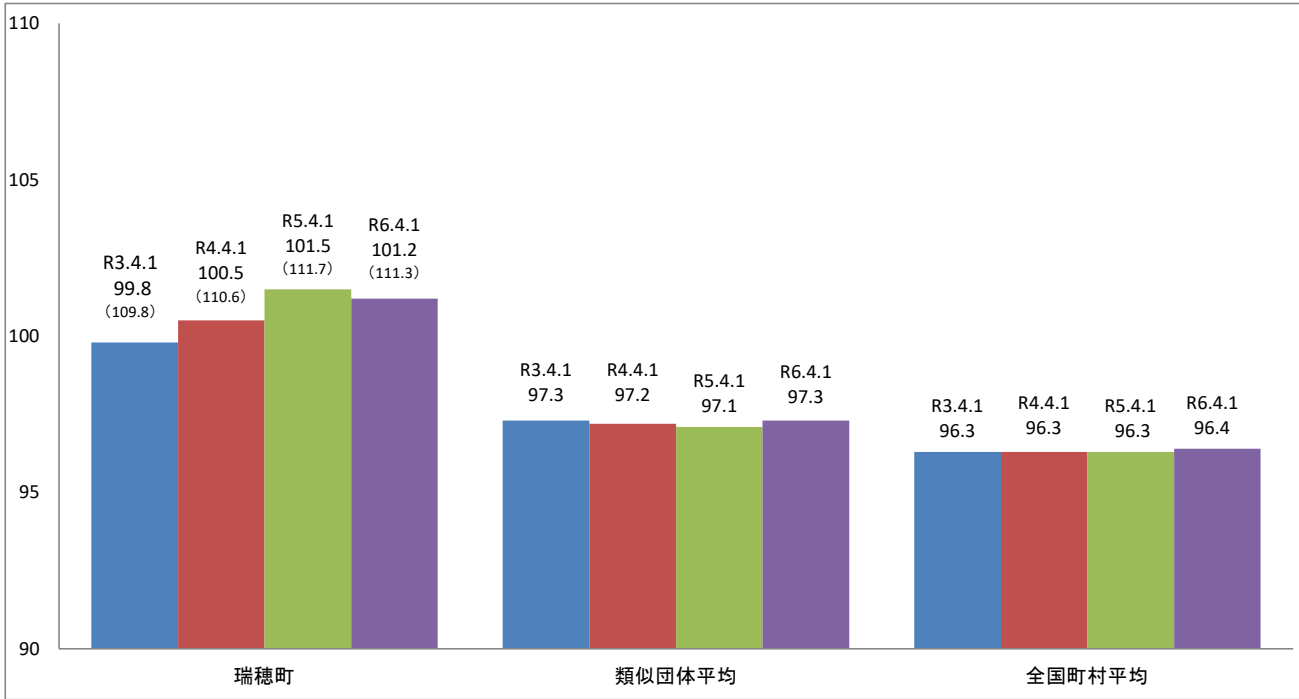
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和5年度	人 32,062	千円 15,220,330	千円 422,995	千円 2,373,797	% 15.6	% 15.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 204	千円 754,796	千円 193,257	千円 355,018	千円 1,303,071	千円 6,388	千円 5,777

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
- 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
- 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む。）の算出に当たっては、60歳に達した日以後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。
- ※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

町職員と国家公務員を比較したときに職員の総数に開きがあるため、採用及び退職、人事異動等により職員構成に変動があると、ラスパイレス指数に大きな影響があります。ラスパイレス指数の改善のため、平成31年度から国と同様に55歳を超える職員の昇給を停止しました。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[○実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合にはその理由））

（内容）東京都人事委員会の勧告を踏まえ民間賃金と給与水準の均衡を図るため、給料表を平均1.7%の引下げをしました。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施しました。

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）変更なし

（参考）

	平成26年度の 支給割合	平成27年度の支給割合		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
		4月1日時点	遡及改定後									
国基準による支給割合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
瑞穂町の支給割合	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
瑞穂町	42.0 歳	327,652 円	413,994 円	382,054 円
東京都	42.5 歳	318,089 円	458,519 円	400,162 円
国	42.1 歳	323,823 円	— 円	405,378 円
類似団体	41.3 歳	306,955 円	371,835 円	340,734 円

②教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
瑞穂町	50.1 歳	469,475 円	751,705 円
東京都	39.8 歳	341,332 円	441,317 円
類似団体	40.4 歳	299,747 円	338,211 円

（注）1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝超過勤務手当等を除いたもの）で算出したものです。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		瑞穂町	東京都	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	196,200 円	200,700 円
	高 校 卒	160,100 円	160,100 円	166,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

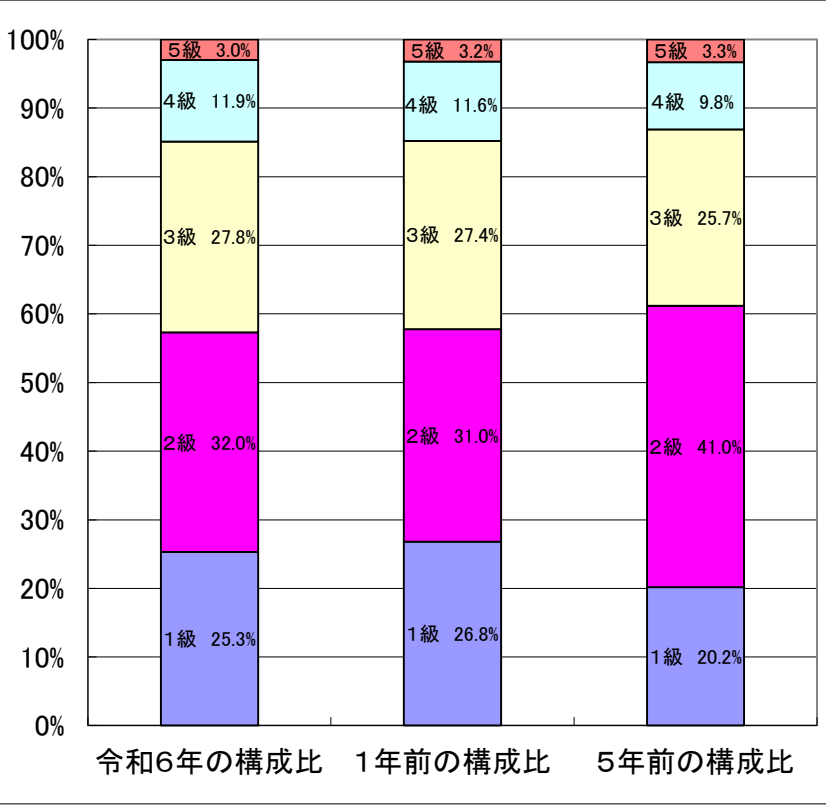
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	278,400 円	— 円	404,775 円	401,117 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

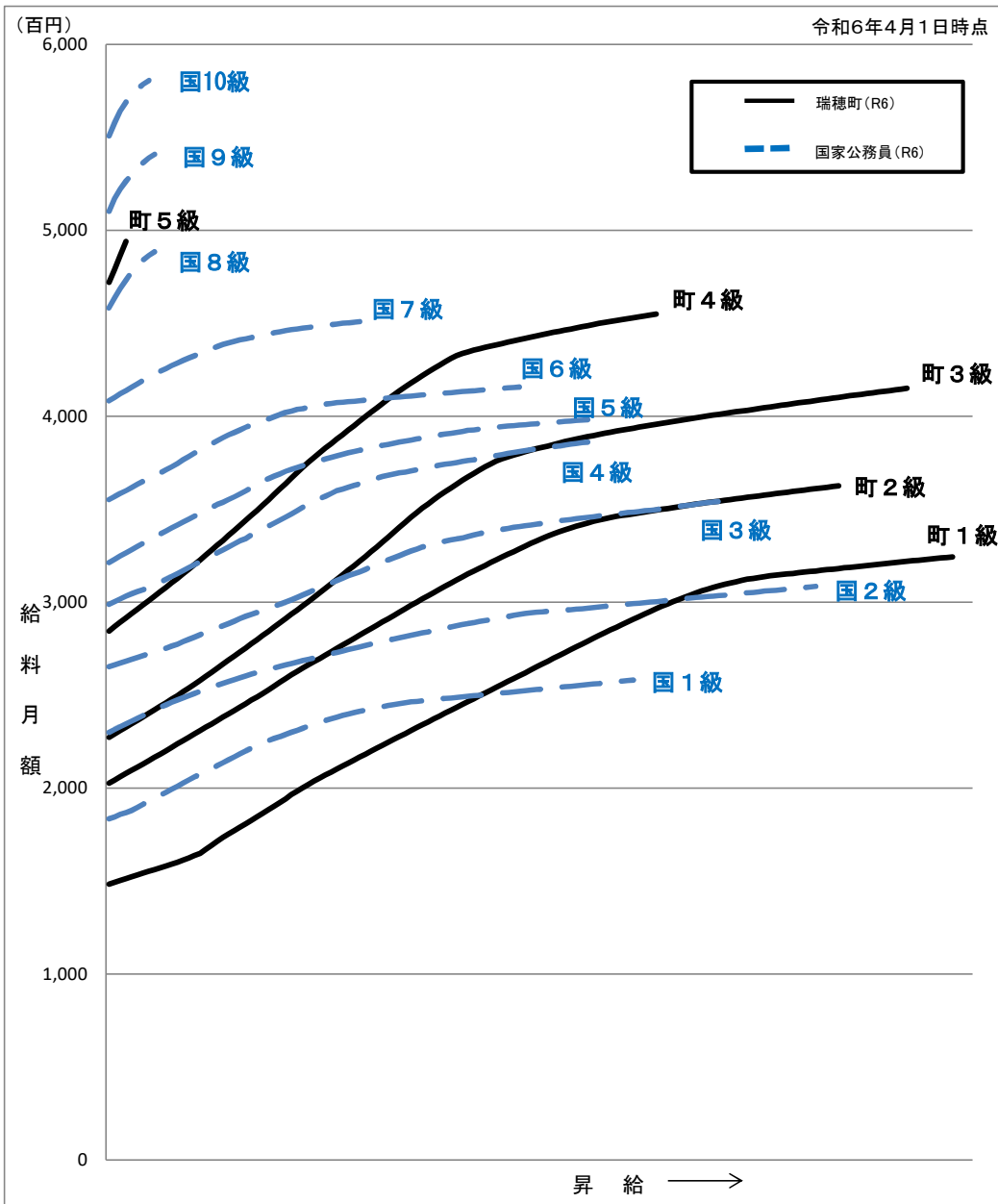
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1 級	主事	49 人	25.3 %	156,200 円	324,800 円
2 級	主任	62 人	32.0 %	210,100 円	363,100 円
3 級	係長・主査	54 人	27.8 %	233,800 円	415,800 円
4 級	課長・主幹	23 人	11.9 %	289,700 円	455,800 円
5 級	部長	6 人	3.0 %	473,000 円	495,000 円

(注) 1 瑞穂町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事考課の活用状況（一般行政職）（瑞穂町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事考課（評価）を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事考課（評価）を活用していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

瑞穂町	東京都	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,714 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,907 千円	—
（令和5年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.25 月分 (1.10) 月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 (1.35) 月分 勤勉手当 2.25 月分 (1.10) 月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事考課の活用状況（一般行政職）（瑞穂町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事考課（評価）を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事考課（評価）を活用していない				

（２）退職手当（令和６年４月１日現在）

	瑞穂町				国			
（支給率）	普通退職		定年等退職		普通退職		定年等退職	
勤続２０年	23.00	月分	23.00	月分	19.6695	月分	24.586875	月分
勤続２５年	30.50	月分	30.50	月分	28.0395	月分	33.27075	月分
勤続３５年	43.00	月分	43.00	月分	39.7575	月分	47.709	月分
最高限度	43.00	月分	43.00	月分	47.709	月分	47.709	月分
その他の 加算措置	定年前早期退職特例措置２～２０％				定年前早期退職特例措置２～４５％			
１人当たり 平均支給額	2,719 千円		25,698 千円					

（注）１ 退職手当の１人当たり平均支給額は、令和５年度に退職した職員に支給された平均額です。

２ 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

（３）地域手当（令和６年４月１日現在）

支給実績（令和５年度決算）			84,726 千円		
支給職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）			373 千円		
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）		
全地域	10.0 %	227 人	－ %		

（４）特殊勤務手当（令和６年４月１日現在）

支給実績（令和５年度決算）			11 千円		
支給職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）			386 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和５年度）			12.8 %		
手当の種類（手当数）			８種類		
手当の名称	主な支給対象職員		支給実績 （令和５年度決算）	左記職員に 対する支給単価	
防疫作業手当	患家消毒及び家畜伝染病防疫作業に従事した職員		－	１回 500円	
行旅病取扱手当	行旅病人取扱作業に従事した職員		－	１件 1,000円	
	行旅病死体処理に従事した職員		－	１件 1,500円	
滞納処理及び処分手当	町税等の滞納整理に従事した職員		－	日額 200円	
	町税等の差押え処分に従事した職員		2,200円	日額 700円	
危険手当	危険物薬品をもって農作物害虫防除の指導及び作業に従事した職員		－	日額 300円	
環境整備手当	悪臭防止法（昭和４６年法律第９１号）に基づく測定及び立入検査等に従事した職員		－	日額 200円	
特定危険現場作業手当	現場において特殊自動車運転に従事した職員		－	日額 200円	
	交通を遮断することなく道路の維持・補修等に従事した職員		－	日額 300円	
	高さ１０ｍ以上の足場の不安定な場所において検査等の業務に従事した職員		－	日額 300円	
	公共下水道管内作業等に従事した職員		2,700円	日額 300円	
災害出動手当	勤務時間外に火災、風水害等に出動した職員		6,300円	１件 300円	
犬猫等処理手当	犬、猫等の死体処理作業に従事した職員		－	１件 300円	

（５）超過勤務手当

支給実績（令和５年度決算）	58,023 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	307 千円
支給実績（令和４年度決算）	55,252 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	286 千円

（注）職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員等制度上超過勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	配偶者 (3級以下職員)	6,000 円	異なる	6,500 円	18,045 千円	182,273 円
	配偶者 (4級職員)	3,000 円		6,500 円		
	子	9,000 円		10,000 円		
	父母等 (3級以下職員)	6,000 円		6,500 円		
	父母等 (4級職員)	3,000 円		6,500 円		
	16～22歳の子への加算	4,000 円		5,000 円		
住居手当	自己住宅所有	支給なし	異なる	支給なし	3,825 千円	141,667 円
	賃貸住宅(注)	15,000 円		限度額 28,000 円		
通勤手当	交通機関利用者	定期券相当額 (6月分一括支給) 上限55,000円/月	異なる	定期券相当額 (6月分一括支給) 上限55,000円/月	10,174 千円	60,201 円
	交通用具使用者	通勤距離に応じて 1か月ごとに支給 2,700円～7,400円		通勤距離に応じて 1か月ごとに支給 2,000円～31,600円		

(注) 自ら居住するための住居を借り受け、月額15,000円(国は16,000円)以上の家賃を払っている世帯主等であり、当該年度末年齢35歳未満の職員にのみ支給します。

5 特別職の報酬等の状況 (令和6年4月1日現在)

区 分				給 料	月 額	等
					(参考) 類似団体における最高/最低額	
給料	町 長			763,000 円	920,000 円 /	592,000 円
	副 町 長			666,000 円	760,000 円 /	530,000 円
報酬	議 長			420,000 円	499,000 円 /	252,000 円
	副 議 長			360,000 円	430,000 円 /	202,000 円
	議 員			340,000 円	400,000 円 /	174,000 円
期末手当	町 長			(令和5年度支給割合)		
	副 町 長			4.55	月分	
	議 長			(令和5年度支給割合)		
	副 議 長 議 員			3.95	月分	
退職手当			(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)
	町 長			給料月額×勤続年数×400/100	12,208,000 円	任期ごと
	副 町 長			給料月額×勤続年数×300/100	7,992,000 円	任期ごと
	備 考					

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

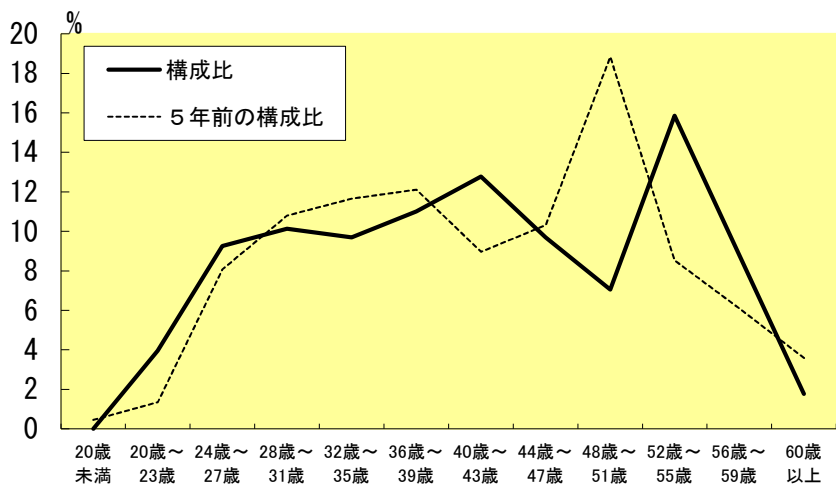
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

部 門		職 員 数		対前年増減数			主な増減理由
		令和5年	令和6年	増員数	減員数	差引	
普通会計部門	一般行政部門						
	議会	4	4	0	0	0	
	総務企画	64	66	2	0	2	欠員補充による増員 公金取扱手数料有料化に伴う職員配置による増員
	税務	18	18	0	0	0	
	民生	32	33	1	0	1	子ども家庭センター課開設準備に伴う職員配置による増員
	衛生	22	21	0	1	△ 1	新型コロナウイルス関係事務による減員
	農林水産	4	4	0	0	0	
	商工	4	4	0	0	0	
	土木	26	26	0	0	0	
	計	174	176	3	1	2	<参考> 人口1万当たり職員数 54.82人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 53.56人)
公営企業等会計部門	教育部門	32	31	0	1	△ 1	特定任期付職員の任期満了による減員
	小計	206	207	3	2	1	<参考> 人口1万当たり職員数 64.48人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 67.22人)
	下水道	5	5	0	0	0	
公営企業等会計部門	その他	15	15	0	0	0	
	小計	20	20	0	0	0	
合計		226 [248]	227 [248]	3	2	1	<参考> 人口1万当たり職員数 70.71人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
(注) 2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和6年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	9人	21人	23人	22人	25人	29人	22人	16人	36人	20人	4人	227人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	172	174	173	172	174	176	4 (2.3%)
教育	33	32	33	31	32	31	△ 2 (▲6.0%)
普通会計	205	206	206	203	206	207	2 (0.9%)
公営企業等会計	18	18	19	20	20	20	2 (11.1%)
総合計	223	224	225	223	226	227	4 (1.8%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数